

笠岡市福祉基金助成事業の利用券交付・路線バス運賃の割引

平成20年度分の利用券を3月25日から交付します。該当の人は印かん持参のうえ、手続きをしてください。

心身障害者（児） 無料乗船券

島しょ部に在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の保持者。

※医師の診断書により、月に3回以上の通院が必要と確認された人に限り、交付枚数が96枚になります。診断書には、必ず必要な通院回数を記入してもらってください。ただし、透析患者の人は医師の診断書を省略し、医療費の領収書（一カ月分）などでの確認とします。

はり・きゅう・ マッサージ施術利用券

所得税非課税世帯で65歳以上の人。身体障害者手帳（一～三級）または療育手帳保持者で所得税非課税の人。

福祉タクシー利用券

所得税非課税世帯で、身体障害者手帳（一～二級）及び療育手帳保持者。（透析患者を除く。）

島しょ部高齢者 通院無料乗船券

島しょ部に在住の所得税非課税世帯で、月一回以上継続して通院のため定期旅客船を利用する70歳以上の人。

申請・問合せは
健康福祉課
☎2133
市役所各出張所まで

透析患者交通費助成

透析患者で身体障害者手帳を所持し、透析のため通院している所得税非課税の人。

（月2500円）

笠岡市バス無料券

市内に住民票のある人で、心身障害者等の人、市内の井笠鉄道の定期バスを使用した場合に市内分の運賃を無料とするものです。（市外では

使えません。）

※以前のピンク色の「バス無料券」は使用できませんので、必要な人は新しい「笠岡市バス無料券」の交付の手続きをしてください。）



必要なもの

○証明写真（顔写真）

4 cm（縦）× 3 cm（横）

○障害者手帳又は療育手帳

○印かん

○古い「バス無料券」

※出張所では扱っていません。

申請・問合せは
健康福祉課
☎2133

写真付き精神障害者保健福祉手帳で
路線バス運賃が割引されます

4月から写真付き精神障害者保健福祉手帳の提示で、岡山県内区間の一般路線バスの運賃が半額になります。バス

県から市への 事務・権限移譲

4月から、これまで県で行っていた事務のうち、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する事務」及び「高圧ガス保安法に関する事務」を市で行うことになりました。

これは、県と市町村の適切な役割分担のもと、市町村が自主的かつ主体的に施策展開し、個性豊かな地域づくりを進めることができる「自立力」を備えた、真の地方分権型社会の実現を目指すものです。

移譲後は、許可申請や届出などを笠岡地区消防組合で行うこととなります。

移譲事務名

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する事務

○高圧ガス保安法に関する事務

問合せは

笠岡地区消防組合
消防本部
予防課危険物係
☎7121

申請・問合せは
健康福祉課
☎2133